

## 夕張市創業等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、夕張市内の産業振興、雇用の促進を図るため、発展性を持って市内において起業する新規創業者又は市内の事業者であって、事業を拡大する者に対して、その初期投資等の費用の一部に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新規創業 事業を営んでいない個人が、新たに事業を開始すること、又は新たに法人を設立して当該法人の事業を開始することをいう。また、申請日を起算日として、事業開始又は法人設立1年未満の者においても新規創業とみなす。
- (2) 事業拡大 市内において、既に事業を営んでいる個人又は法人が事業を拡大することをいう。  
(新分野進出、新製品、サービス開発、高付加価値化、雇用者の増加を伴う規模拡大のいずれかを行うものに限り、単に移転改築や設備の更新・増設を行う場合を除く。)
- (3) 事務所 事業の用に供するために直接必要な土地、建物又はその附属施設をいう。

(補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、新規創業又は事業拡大を行う者のうち、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 市内に事務所を設置している者又は設置しようとしている者
  - (2) 市税を滞納していない者
- 2 前項に該当する者のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付対象者から除く。
- (1) 当該事業について、市、国、北海道又は各種団体等から補助金等の交付を受けている者
  - (2) 過去3年間に、本補助金の交付決定を受けた者
  - (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に基づく届出を要する事業を営む者
  - (4) 夕張市暴力団排除条例(平成24年条例第12号)第2条第2号から第4号に規定する者
  - (5) その他市長が適切でないとは判断する事業を実施するとき。

(補助事業の実施期間)

第4条 補助対象経費に係る事業(以下「補助事業」という。)の期間は、交付決定日以後、当該日の属する年度の末日までとする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、新規創業又は事業拡大のために必要な初期投資等に係る次に掲げる経費とする。ただし、いずれの経費にも、消費税及び地方消費税は含まないものとする。

- (1) 事業の用に供する土地、建物又は設備や備品の購入費
- (2) 事務所の賃借料(敷金、礼金、保証金等を除く。)
- (3) 事務所の増改築や改修に要する経費

- (4) 広告宣伝費
- (5) その他市長が適当と認める経費  
(補助金の額)

第6条 補助金の額は、100万円を上限とする。

- 2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。  
(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、夕張市創業支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業計画書に係る資料及び経費の積算根拠資料等
- (3) 個人の場合は、税務署受付印のある開業届出書控えの写し
- (4) 法人の場合は、税務署受付印のある法人設立届出書控えの写し
- (5) 許認可等を必要とする業種の場合は、許認可証等の写し
- (6) 市税の納付状況を証する書類又は市税納付状況について照会することについての同意書
- (7) 第3条第2項第1号から第4号の規定に該当しないことの誓約書
- (8) その他市長が特に必要と認める書類

- 2 前項の規定にかかわらず、同項第3号から第5号までに規定する書類は、同項の規定による交付申請時点で創業していない者にあつては、第12条の規定による実績報告時に提出することでこれに代えることができる。

(補助事業の着手時期)

第8条 補助事業の着手時期は、次条の規定による交付決定のあった日以後でなければならない。ただし、市長が補助事業の性格上又はやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(交付決定)

第9条 市長は、第7条の規定による申請を受けたときは、別に定める夕張市創業等支援事業評価基準（以下、「評価基準」という。）に基づき、その内容を審査し、必要に応じて有識者等の意見を聴取した上で、適当と認めるときは、夕張市創業等支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）を、適当と認めないときは夕張市創業等支援事業補助金却下通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。なお、適当と認める場合の交付額は、評価基準に基づき決定するものとする。

(補助事業の変更等)

第10条 前条の規定により、補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）が、補助金に係る事業の内容について、計画変更又は中止する場合は、あらかじめ夕張市創業等支援事業補助金に係る事業（計画変更、中止）承認申請書（様式第4号）に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、事業目的に影響を及ぼさず、かつ事業費の減少が20%未満である軽微な変更についてはこの限りでない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、夕張市創業等支援事業補助金に係る事業（計画変更、中止）承認通知書（様式第5号）を、適当と認めない

ときは夕張市創業等支援事業補助金に係る事業（計画変更、中止）不承認通知書（様式第6号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（補助事業の調査等）

第11条 市長は、補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対し報告を求め、又は職員が現場に立ち入り、帳簿書類、その他の物件を検査させ、若しくは補助事業関係者に質問させることができるものとする。

2 市長は、前項の調査により、この要綱に適合しない事実が明らかになった場合には、補助事業者に対して、適合させるための措置を執ることを命ずることができるものとする。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から30日を経過した日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、夕張市創業等支援事業補助金実績報告書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- （1） 事業実績書
- （2） 支払を証する書類の写し
- （3） 事務所の増改築や改修を行った場合は実施前後の写真
- （4） その他市長が特に必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第13条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて実地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認める場合は、補助金の額を確定し、夕張市創業等支援事業補助金交付決定通知書（様式第8号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（交付請求等）

第14条 前条の規定により、補助金の決定通知を受けた補助事業者は、速やかに夕張市創業等支援事業補助金交付請求書（様式第9号）により、市長に補助金の交付を請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を適当と認めるときは、補助事業者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第15条 市長は、第10条の規定による補助事業の中止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができるものとする。

- （1） 補助事業者がこの要綱又はこれらに基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合
- （2） 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- （3） 補助事業者が補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
- （4） その他交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- （5） その他市長が交付決定を取消すことが適当と認める場合

2 市長は、前項の規定により交付決定を取消したときは、夕張市創業等支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取消した場合において、当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、夕張市創業等支援事業補助金返還命令通知書(様式第11号)にて、返還を命ずるものとする。

(財産の管理及び処分の制限)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理し、かつ、補助金の交付の目的に従ってその効率的運営を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得価格が10万円以上の取得財産等を、あらかじめ市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供してはならない。

3 補助事業者は、前項の処分制限財産について台帳を設け、保管状況を明らかにしなければならない。

4 補助事業者は、第2項の処分制限財産について、補助事業等の完了の年の翌年から起算して「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数(5年を超えるものについては5年)を経過することとなるまでの期間において、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し又は担保に供しようとする(以下「取得財産等の処分」という。)ときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

5 市長は、前項の規定により、補助事業者が所得財産等の処分をすることによる収入があるときは、その収入の全部または一部を市に納付させることができる。

(補助金に係る経理)

第18条 補助事業者は、補助金に係る収支を明確にした書類等を作成し、事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(協力)

第19条 補助事業者は、市長がその成果の発表及び普及を図るときは、これに協力しなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月6日から施行する。

この要綱は、令和5年4月5日から施行する

この要綱は、令和6年4月5日から施行する